



# 佐賀県公報

平成19年  
12月26日  
(水曜日)  
第 12999号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎建築士法施行細則の一部を改正する規則

(九一・建築住宅課)

### 告示

○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定

(六八一・地域福祉課)

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定

(六八二・ )

○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定

(六八三・ )

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

(六八四・ )

○生活保護法に基づく指定介護機関の開設者の住所の変更

(六八五・ )

◎急傾斜地崩壊危険区域の指定

(六八六・河川砂防課)

○大規模小売店舗の新設に係る意見

(商工課)

○大規模小売店舗の変更に係る意見

(畜産課)

○収去飼料の試験結果の概要

(土地対策課)

○基本測量の実施

(まちづくり推進課)

○開発行為に関する工事の完了

( )

## 公布された規則のあらまし

○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (規則第九一号)

1 建築士法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

(第六条、第一五条、第一七条、様式第一号、様式第五号の二、様式第五号の四及び様式第七号関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第九十一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年佐賀県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「免許取消し」を「死亡等の届出、免許取消し」に改め、同条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)」に、「よつて」を「より」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合には」を「失踪の宣告を受けた場合においては」に、「死亡又は失そうの」を「失踪の」に、「死亡又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に、「二級(木造)建築士死亡(失そう宣告)届」を「二級(木造)建築士失踪宣告届」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「が免許の」を「は、法第九条第一項第一号の規定による免許の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

二級建築士又は木造建築士に係る法第八条の二(第一号に掲げる場合に該当する場合に限る。)に規定する届出は、二級(木造)建築士死亡届(様式第五号の二)によらなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士に係る法第八条の二(第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。)に規定する届出は、二級(木造)建築士に係る

後見 保佐

開始  
開始の審判届(様式第五号の三)によらなければならない。

3 二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二(第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合においては、二級(木造)建築士に係る欠格事由該当届(様式第五号の四)に、免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。

第七条第一項中「前条第二項」を「前条第五項」に改める。

第十五条の見出し中「措置」の下に「に関する報告書」を加え、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により第一項」を「法第十三条の二第二項の規定により同条第一項」に改め、同項を同条とする。

第十七条中「第二十三条の六」を「第二十三条の七」に改める。

様式第一号中

- 1 後見開始又は保佐開始の審判を受けているか いる いない
- 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか あり なし
- 3 禁こ以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがありますか あり なし

を

- 1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 いる いない
- 2 禁こ以上の刑に処せられたことがありますか。 あり ない
- 3 あるときはその罪及び刑  
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あり ない
- 4 あるときはその罪及び刑  
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、

に

二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あり ない

あるときは、その日 年 月 日  
建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あり ない

業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間  
年 月 日から 年 月 日まで

改める。

様式第五号の次に次の三様式を加える。

## 様式第5号の2 (第6条関係)

## 二級 (木造) 建築士死亡届

下記の者は、 年 月 日死亡いたしましたので関係書類を添え、建築士法施行細則第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

届出義務者の氏名

本人との続柄

## 記

1 氏 <sup>ふりがな</sup> 名

2 生年月日

3 本 籍

4 登録番号

5 登録年月日

様式第5号の3 (第6条関係)

二級(木造)建築士に係る 後見開始  
保佐開始 の審判届

下記の者は、 年 月 日 後見開始  
保佐開始 の審判を受けましたので関係書類を添え、建築士法施行細

則第6条第2項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

佐賀県知事 様

後见人又は保佐人

住 所

氏 名

記

1 氏 <sup>ふりがな</sup> 名

2 生年月日

3 本 籍

4 登録番号

5 登録年月日

## 様式第5号の4 (第6条関係)

二級 (木造)建築士に係る欠格事由該当届

私は、 年 月 日建築士法第7条 第3号  
第4号 に該当することとなりましたので関係書類を添え、  
建築士法施行細則第6条第3項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者住所

氏 名

記

1 氏 <sup>ふりがな</sup> 名

2 生年月日

3 本 籍

4 登録番号

5 登録年月日

6 刑の種類 (刑期がある場合は刑期についても記載し、執行猶予がある場合はその期間についても併せて記載すること。)

様式第七号中「死亡（失そう宣告）」を「失踪宣告」及び「失踪宣告を受け」を「失踪宣告を受け」及び「第6条第2項の規定により」を「第6条第5項の規定に基づき」に改める。

様式第八号を次のように改める。

**様式第八号 削除**

様式十一号中「第18条関係」を「第16条関係」に改める。  
 様式十二号中「第19条関係」を「第17条関係」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○ 告 示**

**●佐賀県告示第六百八十一号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 セントケア佐賀株式会社  
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名 称 セントケア佐賀  
 所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号  
 サービスの種類 介護予防訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 セントケア佐賀株式会社  
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名 称 セントケア鍋島  
 所在地 佐賀市鍋島三丁目九番五号

サービスの種類 介護予防訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 セントケア佐賀株式会社  
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名 称 セントケア唐津  
 所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二

サービスの種類 介護予防訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 セントケア佐賀株式会社  
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名 称 セントケア虹の松原  
 所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号

サービスの種類 介護予防訪問介護

五 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 セントケア佐賀株式会社

<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア吉野ケ里</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア吉野ケ里</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア小城</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア武雄杵島</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア伊万里松島</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア伊万里松島</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>
<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア佐賀兵庫南</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア訪問看護ステーション佐賀</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア武雄北方</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア武雄北方</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア武雄北方</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>
<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア吉野ケ里</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア訪問看護ステーション佐賀</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア武雄杵島</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア伊万里松島</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>	<p>(三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一 名 称 セントケア伊万里松島</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p>

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 佐賀県医療生活協同組合

所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療生協デイサービスやまもと

所在地 唐津市山本千三百九十八番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

十三 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社佐賀ステリイサービス

所在地 伊万里市松浦町山形五千二百五十五番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ふくふくの里デイサービス・宅老所

所在地 伊万里市大川内町丙千八百八十八番地

十四 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人清哲会

所在地 武雄市山内町大字鳥海九千七百七十七番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人清哲会上西山デイサービスセンター

所在地 武雄市武雄町大字武雄二千三百三十二番地二

サービスの種類 介護予防通所介護

十五 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人あさひ

所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特定非営利活動法人あさひデイサービス太陽

所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二

サービスの種類 介護予防通所介護

十六 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人幸善会

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 前田病院健康増進センター

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

十七 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人祐愛会

所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスゆうあいさくら通り

所在地 鹿島市大字高津原三千九百六十三番地一

サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護

◎佐賀県告示第六百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康



<p>四</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア唐津</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア唐津</p> <p>所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア鍋島</p> <p>所在地 佐賀市鍋島三丁目九番五号</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア伊万里松島</p> <p>所在地 伊万里市松島町九百六十九番地</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア武雄杵島</p> <p>所在地 武雄市武雄町大字武雄八千十四番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア虹の松原</p> <p>所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア小城</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>一</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア佐賀</p> <p>所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア小城</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア武雄杵島</p> <p>所在地 武雄市武雄町大字武雄八千十四番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア伊万里松島</p> <p>所在地 伊万里市松島町九百六十九番地</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア伊万里松島</p> <p>所在地 伊万里市松島町九百六十九番地</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア虹の松原</p> <p>所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア小城</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p>	<p>二</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア佐賀</p> <p>所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>

<p>十一 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>サービスの種類 訪問看護</p> <p>所在地 佐賀市下田町一番十三号</p> <p>名称 セントケア訪問看護ステーション佐賀</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>名称 セントケア武雄北方</p> <p>所在地 武雄市北方町大字志久二番一号</p> <p>サービスの種類 訪問入浴介護</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 セントケア武雄北方</p> <p>所在地 武雄市北方町大字志久二番一号</p> <p>サービスの種類 訪問入浴介護</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 セントケア吉野ケ里</p> <p>所在地 神埼市神埼町田道ケ里二千八百九十二番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 セントケア武雄北方</p> <p>所在地 武雄市北方町大字志久二番一号</p> <p>サービスの種類 訪問入浴介護</p>	<p>九 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 セントケア武雄北方</p> <p>所在地 武雄市北方町大字志久二番一号</p> <p>サービスの種類 訪問入浴介護</p>	<p>所在地 小城市小城町廿地二百十七番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>
<p>十四 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 医療法人清哲会</p> <p>所在地 武雄市山内町大字鳥海九千七百七十七番地二</p>	<p>十三 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 有限会社佐賀ステリイサービス</p> <p>所在地 伊万里市松浦町山形五千二百五十五番地</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 ふくふくの里デイサービス・宅老所</p> <p>所在地 伊万里市大川内町丙千八百八十八番地</p> <p>サービスの種類 通所介護</p>	<p>十二 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 佐賀県医療生活協同組合</p> <p>所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 医療生協デイサービスやまもと</p> <p>所在地 唐津市山本千三百九十八番地一</p> <p>サービスの種類 通所介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 セントケア佐賀株式会社</p> <p>所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 セントケア佐賀兵庫南</p> <p>所在地 佐賀市兵庫南三丁目一番十九号</p> <p>サービスの種類 通所介護</p>

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人清哲会上西山デイサービスセンター

所在地 武雄市武雄町大字武雄二千百三十二番地二

サービスの種類 通所介護

十五 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人あさひ

所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特定非営利活動法人あさひデイサービス太陽

所在地 武雄市朝日町大字中野八千六百四番地二

サービスの種類 通所介護

十六 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人幸善会

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 前田病院健康増進センター

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一

サービスの種類 通所リハビリテーション

十七 (一) 指定年月日 平成十九年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人祐愛会

所在地 鹿島市大字高津原四千三百六番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスゆうあいさくら通り

所在地 鹿島市大字高津原三千九百六十三番地一

サービスの種類 認知症対応型通所介護

◎佐賀県告示第六百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア佐賀

所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号

二 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア唐津

所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二

三 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア伊万里松島

所在地 伊万里市松島町九百六十九番地

四 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア小城

所在地 小城市小城町廿地二百十七番地一

五 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社佐賀ステリイサービス

所在地 伊万里市松浦町山形五千二百五十五番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ふくふくの里ケアプランサービス

所在地 伊万里市大川内町丙千八百八十八番地

◎佐賀県告示第六百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。

平成十九年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十九年十月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社コムスン佐賀ケアセンター

所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号

二 (一) 廃止年月日 平成十九年十月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社コムスン鍋島ケアセンター

所在地 佐賀市鍋島三丁目九番五号

三 (一) 廃止年月日 平成十九年十月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション佐賀

四 (一) 廃止年月日 平成十九年十月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 デイサービスコムスン佐賀兵庫南

所在地 佐賀市兵庫南三丁目十四番地

五 (一) 廃止年月日 平成十九年十月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

九	(一)	廃止年月日 平成十九年十月三十一日	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	鳥栖市大正町七百三番地一	株式会社コムスン鳥栖シテイケアセンター	所在地	鳥栖市大正町七百三番地一	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号	所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	唐津市鎮西町名護屋四千六百四十一番地一	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	唐津市和多田大土井二番七十一号	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	唐津市竹木場五千二百六番地五十二	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号
十三	(一)	廃止年月日 平成十九年十月三十一日	届出者の名称及び主たる事務所の所在地	武雄市北方町志久二番地一	株式会社コムスン佐賀広域訪問入浴センター	所在地	武雄市北方町志久二番地一	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号	所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	伊万里市松島町九百六十九番地	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	伊万里市松島ケアセンター	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	多久市北多久町小侍千二百五十一番地一	株式会社コムスン	事業所の名称及び所在地	東京都港区六本木六丁目十番一号

旧	新	旧	新	旧	新	
セントケア唐津		セントケア鍋島		セントケア佐賀		名 称
東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	開設者の住所
						変更年月日
						平成一九・一一・三〇
						佐賀県知事 古川 康

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 株式会社コムスン  
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地  
 名 称 株式会社コムスン小城ケアセンター  
 所在地 小城市小城町廿地二百十七番地一

(一) 廃止年月日 平成十九年十月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 株式会社コムスン  
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地  
 名 称 株式会社コムスン吉野ケ里ケアセンター  
 所在地 神崎市神崎町田道ケ里二千八百九十二番地一

●佐賀県告示第六百八十五号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の住所を変更した旨の届出があつた。  
 平成十九年十二月二十六日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
南	セントケア佐賀兵庫	セントケア訪問看護ステーション佐賀	セントケア武雄北方	セントケア吉野ケ里	セントケア小城	セントケア武雄杵島	セントケア伊万里松島	セントケア虹の松原					
東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号	東京都港区六本木六丁目十番一号	佐賀市鬼丸町二番二十七号

●佐賀県告示第六百八十六号  
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
 その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。  
 なお、急傾斜地崩壊危険区域（昭和四十五年佐賀県告示第四百八十八号）は、廃止する。  
 平成十九年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名護屋地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十号までを順次直線で結んだ線及び標柱二十号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	大字	字	地番
一	唐津市	鎮西町名護屋	浦町	六九七番
二	"	"	方柄	八四番
三	"	"	"	一五〇番地先道路敷
四	"	"	"	二番五三
五	"	"	"	二番三一
六	"	"	"	二一番一地先道路敷
七	"	"	"	三一番地先道路敷
八	"	"	浦町	八〇七番地先道路敷
九	"	"	"	七六八番一地先道路敷
一〇	"	"	"	六六八番
一一	"	"	"	八五四番一
一二	"	"	殿山	一二二九番一
一三	"	"	"	一二七二番五地先道路敷
一四	"	"	"	一二六〇番地二地先道路敷
一五	"	"	"	一三五一番地一五地先道路敷
一六	"	"	"	一二八〇番二地先道路敷
一七	"	"	材木町	一二〇六番一
一八	"	"	"	一〇七四番一
一九	"	"	浦町	六四五番
二〇	"	"	"	六八七番

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、みやき町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年12月26日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアルみやき店  
三養基郡みやき町大字白壁字市原5902番外12筆
- 2 届出の内容  
大規模小売店舗の新設
- 3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名  
みやき町

イ 法第4条「指針」に係る意見

(ウ) 周辺は宅地及び農地に隣接しており、24時間営業を行うため敷地内から発生する騒音・光害等（施工期間を含む。）の対策を行い苦情等があった場合速やかに対応すること

(エ) 24時間営業に伴い、夜間の防犯対策及び青少年の来店に伴う非行防止に努めること。また、周辺道路において事故がないよう十分な安全対策を行うこと

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

<p>4 意見書の総覧</p> <p>(1) 総覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 総覧期間 平成19年12月26日から 平成20年1月25日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、伊万里市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を総覧に供します。</p> <p>平成19年12月26日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグ&amp;フレッシュトライアル伊万里店 伊万里市二里町大里字笹尾甲2456番地3</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗の名称の変更</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町名 伊万里市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p>	<p>4 意見書の総覧</p> <p>(1) 総覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 総覧期間 平成19年12月26日から 平成20年1月25日まで</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成19年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成19年12月26日 佐賀県知事 古 川 康</p>
--	---



製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の種類	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											違反の内容
					粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプシン消化率 (%)	TDN (%)	ME (kcal/kg)	
全国酪農飼料㈱ 鳥栖工場 鳥栖市永吉町赤坂837番地	同左	乳用牛飼育用配合飼料	全酪フレーク	H19.10	16.0	2.0	7.0	8.0	0.80	0.40	—	—	—	—	—	—
			72	H19.10	17.5	3.0	4.6	5.8	1.00	0.54	—	—	—	—	—	—
			スターシヨン フイード	H19.10	15.0	2.5	13.0	10.0	0.20	0.20	—	—	—	—	—	—
		乳用牛飼育用配合飼料	牧場の給食	H19.10	13.5	3.0	11.0	10.0	0.05	0.30	—	—	—	—	—	—
					13.7	4.1	6.4	3.9	0.38	0.38	—	—	—	—	—	—

注) 1. 試験結果の概要欄の上段には表示値を、下段には分析値を記載しています。

2. 飼料の名称欄には、収去した飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合に、「規」と記載しています。

3. 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合に、その成分の過不足量を記載しています。

佐賀県知事 古 川 康

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成19年12月26日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量 (基盤地図情報作成作業)
- 2 作業期間 平成19年12月20日から平成20年3月24日まで
- 3 作業地域 佐賀市

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年12月26日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥栖市西田町254番1及び255番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市儀徳町3032番地  
野中シズカ

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十一月二十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷

